

## 船橋市社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、低所得者で特に生計が困難である者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項又は第25条第1項の規定による決定を受けた者（以下「生活保護受給者」という）に対し、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ利用者負担を減額した場合に、減額を行った社会福祉法人等に対し助成措置を講じることにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

### (減額の対象者)

第2条 この要綱の規定により介護保険サービスに係る利用者負担の減額を受けることができる者（以下「減額対象者」という）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第48条第1項に規定する要介護被保険者のうち指定施設サービスを受けた者及び法53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）のうち、市民税世帯非課税であつて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 減額を受けようとする者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が次条の規定による申請を行った日の属する年の前年（申請を行った日が1月から6月までにおいては前々年）の年間収入が150万円（世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額）以下であり、かつ現金及び預貯金額の合計が350万円（世帯構成員1人増えるごとに100万円を加えた額）以下であるもの。
- (2) 減額を受けようとする者の属する世帯員以外の扶養を受けていない者（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による扶養者控除を受けていない者）で、居住の為の土地、家屋以外に不動産等の活用資産等がないもの。
- (3) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）で利用者負担割合が5%以下の者については、減額対象者としなが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、減額の対象とする。

### (減額対象者としての認定の申請)

第3条 減額対象者としての認定を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担額減額対象確認申請書（第1号様式）、社会福祉法人等利用者負担額減額に係る同意書（第2号様式）及び収入等申告書（第3号様式）に収入状況が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（減額対象者としての認定等）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、認定の可否を決定し、その旨を社会福祉法人等利用者負担額減額対象決定通知書（第4号様式）により通知する。この場合において、減額対象者に該当するときは社会福祉法人等利用者負担額減額確認証（第5号様式）を有効期限を定めて交付する。ただし、減額対象者のうち生活保護受給者については、社会福祉法人等利用者負担額減額確認証（第6号様式）を有効期限を定めて交付する。

2 前項の規定により減額対象者として認定を受けた者（以下「減額対象認定者」という。）が、次のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、社会福祉法人等利用者負担額減額確認証（第5号様式）又は社会福祉法人等利用者負担額減額確認証（第6号様式）（以下「確認証」という。）を市長に返還しなければならない。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき

(2) 新たに生活保護受給者になったときまたは生活保護受給者でなくなったとき

（確認証の提示）

第5条 減額対象認定者が、この要綱の規定による利用者負担の減額を受けようとするときは、第8条の規定による申し出（同条第2項の規定により申し出をなしたものとみなされるものを含む）をした社会福祉法人等に、被保険者証に確認証を添えて提示しなければならない。

（減額の対象となる介護保険サービスに係る利用者負担）

第6条 この要綱の規定により減額の対象となる介護保険サービスに係る利用者負担は、次のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる食費負担及び居住費負担については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

(1) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護のサービスにおける介護費負担、食費負担、居住費負担。

(2) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護のサービスにおける介

護費負担、食費負担、居住費負担。

(3) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護費負担、食費負担、居住費負担。

(4) 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスにおける介護費負担、食費負担、居住費負担。

2 生活保護受給者は前項各号のうち、個室の居住費のみを対象とする。

3 法第51条の規定による高額介護サービス費の支給又は法第61条の規定による高額介護予防サービス費並びに第51条の2の規定による高額医療合算介護サービス費又は第61条の2の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給は、この要綱の規定による利用者負担の減額を行った後の利用者負担額に対して支給するものとする。

(減額の割合)

第7条 第4条第1項の規定により確認証の交付を受けた者の介護保険サービスに係る利用者負担（前条第1項に規定する利用者負担に限る。）の減額の割合は、通常負担すべき額の4分の1の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ただし、老齢福祉年金受給者は2分の1の額とし、生活保護受給者は全額とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第66条から法第69条に規定する給付制限等を受けている場合にあっては、前項の規定は適用しない。

(減額対象法人及びその旨の届出)

第8条 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスを行う社会福祉法人等は、市長に申し出ることにより、この要綱の規定する利用者負担の減額を行うことができる。

2 社会福祉法人の所轄庁に対して利用者負担の減額を申し出た法人については、前項の規定による申出を行ったものとみなす。

(減額対象法人の報告)

第9条 前条第1項の規定により申し出た法人（同条第2項の規定により申出を行ったものとみなされるものを含む。以下「対象法人」という。）は、減額対象者に利用者負担額を軽減した場合は、その実施状況について実績報告書（第7号様式）により、市長に報告する。

(対象法人への助成)

第10条 市長は、対象法人がこの要綱の規定により減額対象認定者に対し減額した総額のうち、当該社会福祉法人等が本来受領すべき減額前の利用者負担収入（以下「減額前利用者負担収入」という。）の1パーセントを超えた部分について、その2分の1の額を助成する。

2 指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を減額した社会福祉法人等については、減額した総額のうち、減額前利用者負担収入の10パーセントを超えた部分について、その全額を助成する。

3 対象法人は、第1項又は第2項の規定により助成を受ける場合は、社会福祉法人等利用者負担額軽減措置助成交付申請書（第8号様式）、補助所要額調（第9号様式）及び補助金計算書（第10号様式）により市長に申請する。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条の規定により報告を受けた実績について、その内容を審査し、助成の可否及び助成額を決定し、社会福祉法人等利用者負担額軽減措置助成決定通知書（第11号様式）により申請した対象法人に通知する。

(財産の再投下に係る対応)

第11条 前条の規定に関わらず、自らの財務状況を踏まえて自主的に本事業の実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人にあっては、前条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施できるものとする。この場合、助成措置以外の実施方法は第2条から第9条によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(税制改正に伴う特例措置)

第2条 平成17年度税制改正の影響により市民税世帯非課税であった者が課税世帯となり、施設に入所している場合等の利用料が増大し負担が困難となる者について、特例措

置として本事業に基づく軽減対象者とすることにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

- 2 第2条第1項中「市民税世帯非課税」を「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）」と、第1項(1)中「150万円」を「190万円」と読み替えておこなう。
- 3 第3条中「食費負担」を「食費負担（当該額が補足給付の対象であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は基準費用額）」と、「居住費負担」を「居住費負担（当該額が補足給付の対象であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は基準費用額）」と読み替えておこなう。
- 4 第4条中「4分の1の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、老齢福祉年金受給者は通常負担すべき額の2分の1の額とする」を「8分の1の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。」に読み替える。
- 5 この特例措置は平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（介護保険報酬改定に伴う特例措置）

第2条 平成21年4月1日の介護報酬改定の影響により、利用料も上昇することとなることから、施設に入所している場合等の利用料が増大し負担が困難となる者について、特例措置として軽減の程度を拡大することにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

- 2 この特例措置は短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける介護費負担を対象とする。
- 3 第1項及び第2項の特例措置を行うにあたっては、第4条第1項中「4分の1」とあるのは、「28%」と、「2分の1」とあるのは、「53%」と読み替えておこなう。
- 4 この特例措置は平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(内部留保の再投下に係る対応)

第2条 平成27年度及び平成28年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第10条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施できるものとする。この場合も助成措置以外の実施方法は第2条から第9条のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（表）

社会福祉法人等利用者負担額減額対象確認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

社会福祉法人等による利用者負担額の減額を受けるため下記のとおり申請いたします。  
なお、申請書に記入した内容については、事実と相違ありません。

申請者 住所  
氏名  
被保険者との関係  
電話番号

※申請者（申請する人）が被保険者以外の場合は裏面の委任状が必要となります。

被保険者番号				
被保険者氏名			生年月日	
被保険者住所			電話番号	
	世帯員氏名	続柄	生年月日	備考
世帯主				
世帯員				

※なお、虚偽の申告をした場合は申請日に遡って認定を取り消します。

添付書類（必須）

- ①世帯員全員の収入等申告書（別紙様式有り）及び収入の分かるもの。
- ②世帯員全員の現在の預貯金が分かるもの（※全員の全ての預金通帳）
- ③社会福祉法人等利用者負担額減額に係る同意書

第1号様式（裏）

委 任 状

年 月 日

船橋市長 あて

委任者（被保険者）

住 所

氏 名

私は社会福祉法人等利用者負担額減額の申請に関する事務を下記の者に委任いたします。

受任者

住 所

氏 名

被保険者本人が自署できない場合は、代筆者氏名、本人との関係および理由を記入してください。

代筆者氏名

本人との関係

理 由



第3号様式

収入等申告書

年 月 日

船橋市長 あて

年中の収入について下記のとおり申告します。また、下記に記載した内容については相違ありません。

申請者住所

申請者氏名

被保険者氏名

生計が同一の者全員の収入及び預貯金額の記載欄

収入状況 世帯員氏名	恩給・年金等	給与等及び その他の収入	収入合計額	現金・ 預金額合計
備考				

- \* 収入の種類が該当する欄に「収入金額」を記入して下さい。
- \* 減額のための申請書提出の際は、この収入等申告書と同意書が必要です。

様

船橋市長

社会福祉法人等利用者負担額減額対象決定通知書

(社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置)

先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担額減額対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	
被保険者番号	

決定年月日	
決定事項	
<input type="checkbox"/> 承認する	適用年月日 (承認内容) 有効期限 減額率
	<input type="checkbox"/> 承認しない 理由

不服の申立

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県介護保険審査会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式

(表)

<b>社会福祉法人等利用者負担額減額確認証</b> (社会福祉法人等による利用者負担額軽減実施事業)	
交付年月日	
被 保 険 者	被保険者番号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
	適用年月日
	有効期限
減額割合	(対象サービス利用者負担) (食費・居住費等)
発行機関名 及び印	船橋市

(裏)

注意事項
1. 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
2. 減額を受けることができるサービスは、軽減措置の届出をしている社会福祉法人等で行っている短期入所生活介護と介護福祉施設サービスです。
3. 軽減後の利用者負担額は、減額対象となる利用者負担額から、前面に記載される減額率により軽減されます。
4. 介護保険法の給付制限等を受けている場合は適用しません。
5. 船橋市の被保険者の資格が無くなった時、減額の要件に該当しなくなったとき、減額の適用期間が経過した時は遅滞なくこの証を返還して下さい。
6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

第6号様式

(表)

<b>社会福祉法人等利用者負担額減額確認証</b> (社会福祉法人等による利用者負担額軽減実施事業)	
交付年月日	
被 保 険 者	被保険者番号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
	適用年月日
	有効期限
減額割合	
発行機関名 及び印	船橋市

(裏)

注意事項
1. 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者又は施設の窓口に提出してください。 2. 減額を受けることができるサービスは、軽減措置の届出をしている社会福祉法人等で行っている短期入所生活介護と介護福祉施設サービスです。 3. 軽減後の利用者負担額は、減額対象となる利用者負担額から、前面に記載される減額率により軽減されます。 4. 介護保険法の給付制限等を受けている場合は適用しません。 5. 船橋市の被保険者の資格が無くなった時、減額の要件に該当しなくなったとき、減額の適用期間が経過した時は遅滞なくこの証を返還して下さい。 6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

実績報告書

事業者

1 軽減措置の実施期間

年 月 ~ 年 月

2 軽減措置の実績 (年度合計)

軽減措置対象人数	軽減措置を行った額		合計
	短期入所生活介護	介護福祉施設サービス	
人	円	円	円

第8号様式

年 月 日

船橋市長 へ

住 所

法人名

代表者

社会福祉法人等利用者負担額軽減措置助成交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助金交付請求額 円

添付書類

- (1) 実績報告書
- (2) 補助所要額調
- (3) 補助金計算書

第9号様式

船橋市 補助所要額調 ( 年 月～ 年 月分)

事業所名  
(法人名)

1 利用者負担の軽減措置の実施期間

年 月～ 年 月

2 利用者負担の収入総額 (減免対象者及び減免対象者以外の者に係る総収入額) (単位:円)

サービスの種類	利用者数 (人)	利用者負担収入総額				
		介護費	標準負担額 (食費)	日常生活費	居住費	合計
訪問介護	—	—	/	/	/	—
通所介護	—	—	/	—	/	—
短期入所生活介護						
在宅系サービス 小計①						①
介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	新規 入所者					
	旧措置 入所者		/	/		
介護福祉施設サービス 小計②						②

3 利用者負担の減免総額 (単位:円)

サービスの種類	利用者数 (人)	利用者負担収入総額				
		介護費	標準負担額 (食費)	日常生活費	居住費	合計
訪問介護	—	—	/	/	/	—
通所介護	—	—	/	—	/	—
短期入所生活介護						
在宅系サービス 小計③						③
介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	新規 入所者					
	旧措置 入所者		/	/		
介護福祉施設サービス 小計④						④

\* 利用者数については、延べ人数で記入して下さい。

第10号様式

船橋市

補助金計算書

サービスの種類	本来受領すべき利用者負担総額 A	減免総額 B	Aの5%相当額 $C = A \times 5\%$	5%を超える全額公費分 $D = B - C$	1%控除額 (全額法人負担分) $E = A \times 1\%$	公費負担分 $F = (B - D - E) \times 1/2$	市町村助成額 $G = D + F$
短期入所生活介護	①	③					
介護老人福祉施設	②	④					
合計							

- \* 介護老人福祉施設のサービスと短期入所生活介護のサービス両方が該当する場合は、「A欄」「B欄」と「合計欄」に記入して下さい。
- \* サービスの種類が1種類の場合は、C欄からG欄までの内訳もご記入ください。

第11号様式

年 月 日

様

船橋市長

社会福祉法人等利用者負担額軽減措置助成決定通知書

年 月 日で申請のあった社会福祉法人等利用者負担額軽減措置助成金については、船橋市社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業実施要綱第10条第4項の規定により下記の額を交付決定する。

補助金交付額

円